

第 11 条 大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車

1 現行の指針

市町村の区域内に、石油コンビナート等災害防止法施行令第 8 条第 1 項に規定する屋外貯蔵タンクを設置している特定事業所がある場合、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ 1 台配置するもの。

2 現状と課題

石油コンビナート等災害防止法施行令第 16 条第 2 項の規定では、事業者が大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有するもの）を配置した場合は、大型化学消防車、大型高所放水車を各 1 台配置したものとみなすとされている。

3 対応策・考え方

石油コンビナート等災害防止法施行令との整合性を図り、市町村が大型化学高所放水車を配置した場合においても、大型化学消防車、大型高所放水車を各 1 台配置したものとみなすものとする。

4 条文のイメージ

現 行	改正案
<p>第 11 条 市町村の区域内に、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「政令」という。）第 8 条第 1 項に規定する屋外貯蔵タンクを設置している石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 6 号に規定する特定事業所（以下「特定事業所」という。）がある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ 1 台配置するものとする。ただし、他の市町村からこれらの応援出動を受けることができる場合等には、この限りでない。</p>	<p>第 11 条 市町村の区域内に、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下本条において「政令」という。）第 8 条第 1 項に規定する屋外貯蔵タンクを設置している石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 6 号に規定する特定事業所（以下「特定事業所」という。）がある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ 1 台配置するものとする。ただし、他の市町村からこれらの応援出動を受けることができる場合等には、この限りでない。</p>
<p>2 （省略）</p>	<p>2 （省略）</p>
<p>3 前 2 項の規定により、市町村が配置する大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車は、署所が管理するものとする。</p>	<p>3 前 2 項の場合において、政令第 16 条第 2 項に規定する大型化学高所放水車を 1 台配置したときは、大型化学消防車及び大型高所放水車をそれぞれ 1 台配置したものとみなす。</p>
<p>4 前 3 項の規定により、市町村が配置する大型化学消防車、大型高所放水車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車は、署所が管理するものとする。</p>	<p>4 前 3 項の規定により、市町村が配置する大型化学消防車、大型高所放水車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車は、署所が管理するものとする。</p>